

岩手県告示第359号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第5条第3項の規定により、指定情報処理機関の名称の変更について次のとおり届出があったものとみなす。

平成26年4月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定情報処理機関の名称		主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	変更後		
財団法人地方自治情報センター	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	平成26年4月1日